第8回大津市農業委員会定例総会議事録

- 開催日時 令和3年2月12日(金)13時30分から15時30分 1
- 開催場所 大津市役所 新館2階災害対策本部室
- 3 出席委員(17名)
- 1番 髙谷 久美子 委員 2番 宇野 幸太郎 委員 3番 大伴 四郎左衞門 委員 4番 橋本 正和 委員 5番 安井 善次 委員 6番 山本 公彦 委員 7番 田中 謙一 委員 8番 西村 博 委員 9番 森元 直紀 委員 10番 西村 正明 委員 11番 森田 康裕 委員 12番 横山 成治 委員 13番 松尾 比古敏 委員 15番 上坂 雅彦 委員 16番 服部 みさ子 委員 17番 槌田 昌子 委員 18番 浅野 美江
- 4. 欠席委員(1名)
- 14番 正田 富美子 委員

委員

- 5 説明員(0名)
- 傍 聴 人(0名)
- 議事日程 7

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農用地利用集積計画について

議案第30号 土地改良事業参加資格交替申出(土地改良法第3条第1項第2号)につ

いて

議案第31号 大津農業振興地域整備計画(土地利用計画)の変更(10月受付分)に関 する意見について

報告第40号 農地転用許可に係る事業計画変更について

報告第41号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第45号 農業者等との意見交換会開催報告について

報告第46号 令和2年度農地賃借料情報について

報告第47号 広報誌「みどりのこだま」(3月15日号)について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査、主査

9 議事概要

事務局長 お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第8回大 津市農業委員会定例総会を開会させていただきます。

> なお、本日の総会につきましても、感染予防対策を徹底し、3密を避ける 形で開催させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

> なお、ご覧いただいておりますように、本日からウェブ会議を一部導入 し、3名の委員が本日はウェブでの参加になりますので、よろしくお願いい たします。

> また、事前に、いつもと同じように議案書と併せて質問書を送付させていただいております。今回質問はございませんでした。ご協力ありがとうございます。

それではまず、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順でございます。本日は、 議席番号8番西村博委員にご先唱いただきますので、以後一斉にご唱和のほ どよろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長ありがとうございました。ご着席ください。

なお、本日の総会の進行ですが、説明の関係で次第と一部異なり、まず農地係が担当する議案についてご審議をいただき、若干休憩を挟んで農業振興係が担当する議案の審議という順でお願いいたします。

申し訳ございませんが、資料の一部差し替えと追加がございます。次第書につきましては一部補足がありましたので、差し替えをお願いいたします。

また、追加資料として議案第26号に係る写真と議案第31号の鑑文、それぞれ 1枚ずつ加えておりますので、よろしくお願いいたします。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制でお願いしており、議案の審議につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長に進行をお願いいたします。

本日の司会は、北部選出の副会長の山本公彦委員です。

それでは、開会に当たりまして、山本副会長からご挨拶いただきます。よ ろしくお願いいたします。

副会長 皆さん、ご苦労さまです。

早速ですが、議事に入りたいと思います。

議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、正田富美子委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、今月から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためウェブ会議を 導入しています。今月は、15番上坂雅彦委員、17番槌田昌子委員、18番浅野 美江委員がウェブにて本会議に出席されております。なお、通信状況により ウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することもありますので、 あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔 にお願いしたいと思います。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいたとでご発言いただきますようお願いいたします。

それから、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いします。

では、議事が円滑に進行しますようよろしくご協力お願いいたします。 本日の議事録署名人を指名いたします。

16番 服部 みさ子 委員

17番 槌田 昌子 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年2月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

- 3 -

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1 からNo.3 の伊香立北在地町ほかにつきまして、地元委員より一括して ご意見をお願いいたします。

委員 去る2月9日に、地元推進委員2名と現地を確認いたしました。

写真で川の横に草が繁茂しているところがありますが、これは現地確認前で、確認した時にはきれいに刈られ、処分されていました。

それから○○番、車が写っているところですが、この隣も○○さんの土地ですので、本人には何度も、車を移動させ早く畑として元に戻すよう、何回もお願いしておきました。一応本人からは、今月中には何とかすると聞いております。これで3回目とややこしいことになっていますが、所有者が替わるということには問題がないと思います。

No.3の件ですが、去年もそこの裏の方で頑張っておられ、今は大根を作り、畝も立っており問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、No.4及びNo.5、下阪本2丁目につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委 員 2月8日に、地元推進委員と現地確認しましたところ、写真にあるように、一応農地として活用できる状況で、草刈り等もしておられます。一部、第三者が所有者の譲渡人から借りて耕作している畑地もあるわけですが、今回この申請は、譲受人のお持ちの農地が住宅建設等により、売り地となることから、譲渡人、○○氏と譲受人との交換で取得されるということです。農地の復元計画につきましても、この日程表のとおり進めるということで、一部借りておられる方は、収穫等が終わった時点でそれらを処理し、その後、譲受人が営農をするということです。また今回、交換農地を受けられる譲受人の父親は、○○の支店長をされていた方と存じ上げています。

農地に関しては一所懸命な方で、現実は息子が作業するわけですが、本人がという意向があり、今後の農地の適正な利用という点からもいいのではないかということも、地元推進委員と共に確認しましたので、審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、№6の桐生3丁目ほかにつきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 この案件は、去る2月8日に譲受人、それから宅建取引主任〇〇氏、それ から地元推進委員、そして私の4名で現地の立会いを行いました。

位置的には桐生町の最も西の方で、青山中学校から東へ約200mのところです。図にありますように、6筆がひとまとまりになって、もう一筆は離れたところにあります。

この土地は、以前譲渡人が耕作していましたが、できなくなり、その後はこのように保全管理されていた土地です。水路も健全で、耕作には別に問題はないということです。また、知り合いから譲り受けたと言われている農小屋が、この譲り受ける土地から桐生の町内のほう、南東へ約1km離れているのですが、そこに農機具があり、少し前に譲り受けられました。

これも一応現地で見せていただきまして、トラクター、コンバイン、それから軽トラや田植機。写真をもらってきましたが、こういう農小屋です。軽トラがこれです。コンバインがここ。トラクターがここにあります。それから、田植機で、一応基本的な稲作はできる状態で、新規就農の方ですが、営農はできるのではないかと判断いたしました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

それでは、No.1 からNo.6 について、何かご意見がありましたら、お願いいたします。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。 No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 全員挙手により、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、№.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 全員挙手により、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 №2は許可することにいたします。

続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 全員挙手により、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.4 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.6は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年2月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

- 議長 説明が終わりましたので、去る1月26日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお願いいたします。
- 委員 1月26日 9 時半から 2 時頃まで、 5 件の案件につきまして、 $\bigcirc\bigcirc$ 委員と一緒に現地調査をいたしました。

事務局より十分説明がございましたので、あまり補足することはございませんが、議案第27号の1と2、真野と千野の案件、これはよく似た現状で、両方とも相続以前からこのような状態で、最近このような状況になったのではなく、長年このような状態が続いており、地域でもこのような状況が当た

り前ということで、現状を見ましても何ら問題のないように思いますので、 よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

No.1の真野普門1丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委員 1月26日に一日立会委員、私と地元推進委員とで、現地で立会いをいたしました。前後は個人所有の宅地です。一部畑となっていますが、この畑も宅地への転用許可申請をしますということで、何ら問題ないと思いますし、事務局、一日立会委員に説明していただいたとおりですので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、No.2の千野3丁目につきまして、地元委員、ご意見をお願いします。

委 員 1月26日に一日立会委員、○○農業委員、私、地元推進委員で申請地の調 査に行きました。

申請地は、申請者の住居の入口の前全部です。申請者については、令和元年12月に3条で近隣の農地を購入しようとしたところ、今回の申請地が無断転用だと指摘を受け、令和3年1月8日に農地転用許可申請をすることになったということです。特に周辺農地等に影響もなく、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

それでは、何かご意見ありますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。

No.1 につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年2月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、去る1月26日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会 委員から一括してご報告をお願いいたします。

委員 今、事務局から詳しく説明がありましたので、申し上げることは一つもないのですが、この物件を見たときに、寝屋川市という街の中に住んでおられる方がなぜこのようなところへ来られるのかという疑問から始まりました。

都会から静かなところに住みたいと、探しておられたところにこの物件があったそうです。最初、宅地と農地の売買ではないかと思ったのですが、これは建物のある宅地と隣接している農地が一体となった売買で、農地として利用するのではなく、庭として使うという前提の下、まとめて買われます。以後、農地としては絶対使わないという一筆もあり、妥当ではないかということです。

議案第28号のNo.2の方は、古くから譲渡人の父から譲受人が小作していたものが、営農されないまま、続いていたものですが、今回、隣の方が駐車場や資材置場として使うことで売買がまとまったということです。田んぼとは離れた区域で、周囲に影響を及ぼすこともなく、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

No.1の桐生2丁目及びNo.2の新免2丁目につきまして、地元委員、一括してご意見をお願いします。

委員 事務局より報告がありましたように、去る1月26日に一日立会委員、〇〇 委員、地元推進委員と立会いをさせていただきました。

位置は、桐生町内で、自治会館と草津川を挟んで西へ約200mのところにあります。この案件は、農家住宅と聞いており、隣接の田んぼと一体して販売されていたものを、購入されるということです。農家でない方がこの物件を購入するには都市計画法の用途変更が必要で、現在申請中ということで

す。これと並行し、今回の申請地の田、○○番を転用して庭園として使用するということで、隣地承諾や地元農業組合の承諾が得られており、特に問題ないと思います。

ただ、譲受人には、庭園としての使用の条件、農作物など野菜の作付をしないことを遵守していただくよう、仲買人の不動産業者には十分説明をしていただくように申入れをしておりました。その結果、先ほど事務局から報告がありましたように、田んぼや畑として使わず、庭園として使用するという一筆、誓約書はあるということです。

次の件も、同じく1月26日に一日立会委員と○○委員、地元推進委員と立会いをさせていただきました。

位置的には田上中学校から200mほどのところにあります。この案件は、譲受人が経営する会社の隣接地で、露天駐車場として購入されます。この土地の南側に天井川が流れています。この天井川の伏流水により、田んぼが常時湿原化しています。そのため稲作もさることながら、他の作物も非常に作りづらく、長年耕作を諦められていた経緯があります。現状、雑種地の状態になっており、隣接する農地はなく、住宅地の一角であり特に問題ありません。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

それでは、何かご意見がございますでしょうか。

事務局 今、委員からお尋ねいただきましたのは、資料の33ページに平面図等がご ざいます。

このページのとじ代部分、こちらのほうに向かってが排水方向で、こちらに矢印で民有水路と書かれてあるここの扱い等に関してお話をいただいたものでございます。

まず、この申請地、〇〇番のとじ代、ページの中央辺りです。この画面でいきますと上方向の部分と右側にそれぞれ水路があり、最終この民有水路に流れているわけですが、いずれもこれが公図上の青線ではなく、民有水路、出しあい水路で、その流末も民有水路で、もとからこういう地形でしたので、今回この申請に当たり、そのあたりを含めしっかり調整をするよう、先ほどの説明でも述べました農業組合に経過を含めてしっかり説明いただくよ

うにお願いをし、一段の了解をいただいていると、設計者から報告を受けて おります。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

議長何かほかにご意見ございますか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、No.1 につきまして賛成の方は挙手をお願いい たします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第29号 農用地利用集積計画について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年2月12日提出。大津市農業委員会会長 橋本正和。

農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見ありますか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第29号 農用地利用集積計画については、妥当との 意見を大津市長宛て回答することにいたします。

続きまして、議案第30号 土地改良事業参加資格交替申出(土地改良法第3条第1項第2号)について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年2月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第30号 土地改良事業参加資格交替申出(土地改良 法第3条第1項第2号)については許可をすることに決定いたします。

それでは引き続きまして、議案第31号 令和2年度大津農業振興地域整備計画(土地利用計画)の変更(10月受付分)に関する意見について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年2月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長続いて、事務局、お願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長説明が終わりましたので、何かご意見ございますか。

委員 担当地域の農業委員として、補足説明させていただきます。よろしいですか。

議長はい。

委員

今、説明のありましたように、申請地の右横が住宅地になっています。そして、左側は現在池ですが、これを埋め立てる予定となっております。この池は現状、雑草が生え、全く機能していない状態です。横のグラウンドは少年野球などで常時使われています。

グラウンドの出入りは、資料の後ろから2枚目の資料を見ていただきますと、池の上の方からしか入れません。○○多目的広場の左側の道からしか入ることができない状況です。今の計画では、今度この赤色の該当地域の下側からも入ることができ、便利になります。道幅は4m程で少し狭く、二項道路かと思われますが、この下の方の道路が拡幅され広くなるということです。

この〇〇池一帯、埋め立ててグラウンドゴルフ場と、その駐車場という構想が出されております。地域の意見としては、問題はないものと推測いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。ほかに何かご意見ございますか。

(なしの声)

議長

ご意見もないようですので、お諮りします。 賛成の方は、挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長

ありがとうございます。

回答案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長

ありがとうございます。

挙手全員により、議案第31号 令和2年度大津農業振興地域整備計画(土地利用計画)の変更(10月受付分)に関する意見については、原案のとおり大津市長に回答することにいたします。

ここで議案の審査を終了します。

司会を副会長に交代させていただきます。ありがとうございます。

副会長

それでは続きまして、報告案件です。

報告第40号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、事務局の 報告を求めます。 <事務局、資料に基づき報告>

副会長ありがとうございました。

続きまして、報告第41号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

副会長ありがとうございました。

以上をもちまして一旦報告案件を終了いたします。

ほかに案件はございますでしょうか。

(なしの声)

副会長なければ、これをもちまして農地係の案件は終了します。

それでは、15分間休憩をさせていただきます。

(休 憩)

副会長
それでは、再開します。

報告第45号 農業者等との意見交換会開催報告について、事務局の説明 を求めます。

事務局 <事務局、資料に基づき説明>

副会長ただ今の事務局の説明について、何かございましたらお願いいたします。

< な し >

副会長 続きまして、報告第46号 令和2年度農地賃借料情報について、事務局

の説明を求めます。

事務局 <事務局、資料に基づき説明>

副会長 ただ今の事務局の説明について、何かございましたらお願いいたします。

< な し >

副会長 つづきまして、報告第47号、広報誌「みどりのこだま」3月15日号について、事務局の説明を求めます。

事務局 <事務局、資料に基づき説明>

副会長 ただ今の事務局の説明について、何かございましたらお願いいたします。

< な し >

副会長つづきまして、その他報告事項にうつります。

昨年12月15日、滋賀県立男女共同参画センターで、「女性の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」が開催され、〇〇委員、〇〇委員が出席されました。〇〇委員より、参加報告をお願いいたします。

委 員 < 報 告 >

副会長ありがとうございます。

最後に、前回依頼しました、農業委員のみなさんに対し、農地を後継者に どのようにして伝えていくか、にまつわる事例や問題をお尋ねしたアンケー トについて、もし、まだの方がいらっしゃいましたら、事務局まで提出して いただきますようお願いいたします。

最後に事務局からありますか。

事務局 <事務局、資料に基づき説明>

副会長 ありがとうございます。以上を持ちまして第8回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長(橋本正和委員) 印

委 員(服部 みさ子委員) 印

委 員(槌田 昌子 委員) 印